

市役所の電話

996-2111

**FAX** 

995-7367

■)) 防災行政無線 テレホンサービス0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。



## 会議の開催

## ●第1回八潮市青少年健全育成 審議会の傍聴

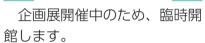
**国**8月24日休)午後2時~(受付 =午後1時30分~2時)

場りらーと八幡多目的室2

内令和4年度青少年健全育成事 業報告についてなど

定5人(当日先着順) 問社会教育課☎例365

## 資料館の臨時開館



**日**8月12日(土)

問資料館☎997-6666

# 全国一斉情報伝達試験放送

地震や武力攻撃などの国から の緊急情報を伝達する全国瞬時 警報システム(J-ALERT)と、 市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。 回8月23日(水) 午前11時ごろ ※災害や天候などにより、中止する場合があります。

**内**チャイムの音に続いて、次の 放送が流れます。▼これは、J アラートのテストです(3回)

▼こちらは、防災やしおです **問**危機管理防災課**☎**倒804



## 就学時健康診断

令和6年度新小学校1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。

- ▼八條北小学校=10月10日(火)
- ▼潮止小学校=10月11日(水)
- ▼松之木小学校=10月13日金
- ▼八條小学校=10月16日(月)
- ▼柳之宮小学校=10月17日(火)

#### ▼大瀬小学校=10月18日(水)

- ▼大曽根小学校=10月20日金
- ▼八幡小学校=10月23日例
- ▼中川小学校=10月24日(火)
- ▼大原小学校=10月26日休 ※対象となる児童の保護者には、 後日、個別に通知します。 ※病気など、やむを得ない事情 により健康診断を受けることが

※病気など、やむを得ない事情により健康診断を受けることができない場合は、学務課へご連絡ください。

問学務課☎例352

# マンションの住まい<mark>のトラブル・管理無料相談所(キャラバン隊)</mark>

国8月17日休) 午後6時~9時 陽八潮メセナ会議室

相談担当者 マンション管理士

**匣** (一社) 埼玉県マンション管理士会(☎048-711-9925)へ



# 八潮市借上型市営住宅

市では、既存の民間賃貸住宅を借り上げて市営住宅として活用する事業を実施します。借り上げる民間賃貸住宅を次のとおり募集します。

### 定22戸

■8月31日までに、建設管理課 (☎例324)窓□へ

※提出書類など詳しくは、市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

# 令和5年度コミュニティ助成事業

大原町会では、(一財) 自治総合センターが宝くじの収入を 財源に交付している助成金を受けて、折りたたみチェアなどの 備品を購入しました。





◀折りたたみチェア

# 人権されば

フェアトレード (公正・公平な貿易) で 児童労働を減らす取組をしてみませんか

**間**社会教育課☎例365、人権・男女共同参画課☎例811

世界には、有給、無給に関わらず、さまざまな形態で働いている子どもたちがおり、世界の子どもの10人に1人が児童労働に従事しているといわれています。

このなかには、貧困や戦争、社会の慣習などから働くことを 強いられている子どもが多くおり、子どもの教育機会や健全な 成長が妨げられている、大きな問題といえます。

この問題は決して他人事ではありません。例えば、私たちの 日々の消費に密接に繋がっている、コーヒー豆や茶葉、カカオ の生産国は、いわゆる発展途上国がほとんどで、生産背景には、 いまだ深刻な児童労働が存在しているといわれています。

こうした状況の解決に向け、私たちにできることのひとつとして、フェアトレード認証商品の購入が挙げられます。フェアトレードは、貿易のしくみを公平・公正にすることにより、特に発展途上国の小規模生産者や労働者が自らの力で貧困から脱却し、地域社会や環境を守りながら、サステナブル(持続可能)な世界の実現を目指す取り組みです。フェアトレード認証商品の購入など、人・社会・地域・環境に配慮した消費は「エシカル(倫理的)消費」とも呼ばれ、近年注目されています。

思いやりを持った商品選びで、世界の子どもたちの笑顔を守る取り組みに参加してみませんか。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。

# 屋外広告物の適正な管理に努めましょう

問都市計画課☎例346

国では、全国的に9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」 として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発や、違反広告物 に対する国民や企業の意識啓発などを行っています。

表面はきれいな看板に見えても、内部では腐食が進み、落下 や倒壊などの事故が生じ、取り返しのつかない事態を招く恐れ があります。屋外広告物の安全対策を推進するために、定期的 に点検し適正に管理しましょう。

また、電柱などに貼られた住宅売買のはり紙などは違反広告物です。市では定期的に撤去していますが、市民ボランティア団体(現在7団体が登録)でも実施しています。活動にご協力いただける方は都市計画課へご連絡ください。

